

## 被扶養者認定に必要な添付書類一覧

○は必要、△は条件により必要。①、⑤以外はコピー可。

区 分			①現況届	②戸籍謄本	③住民票	④収入に関する証明書	⑤申立書	⑥在学証明書	⑦退職証明書	⑧送金証明書	⑨配偶者事実関係証明書	⑩障害認定を証する書類
1	配偶者	同居	○		○	○			○			○65歳以上
		別居	○		○	○			○	○		○65歳以上
2	婚姻届未届配偶者	同居	○		○	○			○		○	○65歳以上
		別居	○		○	○			○	○	○	○65歳以上
3	16歳未満の子	同居		△								
		別居		△	○					○		
4	16歳以上の子	同居	○	△	○	△	△	△	○			○65歳以上
		別居	○	△	○	△	△	△	○	○		○65歳以上
5	60歳未満の父母	同居	○	△	○	○	△		○			
		別居	○	○	○	○	△		○	○		
6	60歳以上の父母	同居	○	△	○	○			○			○65歳以上
		別居	○	○	○	○			○	○		○65歳以上
7	16歳未満の弟妹	同居	○	○	○							
		別居	○	○	○					○		
8	16歳以上の兄弟姉妹	同居	○	○	○	○	△	○	○			○65歳以上
		別居	○	○	○	○	△	○	○	○		○65歳以上
9	配偶者の父母	同居	○	○	○	○	△(60歳未満)		○			○65歳以上
		別居	(被扶養者として認定できません)									
10	甥 姪	同居	○	○	○	○	△(60歳未満)		○			○65歳以上
		別居	(被扶養者として認定できません)									
11	叔父、伯父 叔母、伯母	同居	○	○	○	○	△(60歳未満)		○			○65歳以上
		別居	(被扶養者として認定できません)									

### <注>

- ①現況届は、16歳未満の子以外全員必要。
- ②戸籍謄本は、認定対象者に対する健康保険上の扶養能力のある者が、他に在るか否かの確認のために必要とする。  
配偶者が(死亡・離婚等で)いなくて子のみを申請する場合、父母のどちらかを申請する場合など。
- ③住民票は、認定対象者を含む世帯全員が記載されたもので、続柄がわかるもの。
- ④収入に関する証明とは、前年の収入金額が記載されている課税(非課税)証明書、雇用契約書(提出ができない場合は勤務先給与証明書(直近3ヶ月分)、各種年金等支払通知書、雇用保険受給資格者証(両面)、出産手当金支給決定通知書、傷病手当金支給決定通知書、確定申告書の控え等)。  
・16歳以上の子が高校生の場合は課税(非課税)証明書は不要。16歳以上の子が高校生以外の学生の場合または学生ではない場合は課税(非課税)証明書が必要。  
・退職して雇用保険未加入の場合はその証明書。失業給付を申請しない場合はそれを示す離職票1。待機中及び延長中(又は延長予定)の場合は離職票1、2と待機中等を示すハローワークの書類。雇用保険の受給を1年以内に終了している場合は受給資格者証(両面)。  
・雇用契約変更により健康保険を資格喪失した場合は、変更した契約書のコピー。  
・扶養しない配偶者がいて子のみを扶養する場合は、夫婦の前年の収入記載のある課税証明書。直近3ヶ月分の収入証明書(給与明細等)  
(夫婦共同扶養の場合は、前年の年収の多い方の扶養とする定めによる。)
- ⑤申立書とは、別途組合が定める書式のもの。(必要な場合は連絡します。)
- ⑥在学証明書(又は学生証コピー)は、学生の場合必要。(ただし学生と認められるのは「学校教育基本法」による学生の場合のみ。)
- ⑦退職証明書は、退職後1年以内に申請の場合必要。(離職票がある場合は必要なし)
- ⑧送金証明書は、別居の場合、生計維持関係確認のため合計3ヶ月分必要。ただし別居理由が会社業務による場合は事業主発行による単身赴任証明書、学生の場合は学校の住所がわかる学生証等コピーがあれば送金証明書は不要。
- ⑨配偶者事実関係証明書は、婚姻届未届配偶者の場合に必要。住民票に記載あれば不要。
- ⑩申請する家族が65歳以上の方で、障害の認定を受けている場合は障害認定書(コピー)が必要。
- ⑪上記の他、審査にあたり生計維持関係を確認するために他の必要な証明書類を求めることがある。